

第3次浦安市地域福祉計画策定業務委託仕様書

1 業務名

第3次浦安市地域福祉計画策定業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日～令和2年3月31日

3 業務の目的

浦安市地域福祉計画は、地域福祉の推進に関する各担当課の部門計画を網羅した上で、福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、地域福祉推進の主体である住民の参画により策定される計画であり、地域福祉に関する事項を総合的に定める計画である。そのため、本計画自体が実践的で地域福祉の推進を担う計画となるよう、政策的なビジョンが明確に盛り込まれ、より具体的な表現で市民全てが「誰もが健やかに自分らしく生きられるまち」を実現するための方策を明示し、既存の計画の見直しにとどまらない第3次浦安市地域福祉計画を策定する。また、本計画においては、浦安市が策定する「地域福祉計画」と社会福祉法人浦安市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」の内容的整合性を図ることにより、本市の地域福祉施策を総合的に推進するための計画とする。

本策定業務の受託者は、業務を実施するにあたって本仕様書に基づくほか、次の諸法令を遵守するとともに、浦安市の福祉に関する現状や課題、国県の通知・指針等、社会的動向や他自治体の先進的取組を熟知し、新たな計画に反映しなければならない。

- (1) 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画の策定
- (2) 社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定
- (3) その他関係法令及び関係計画との整合性

4 業務委託内容

第2次浦安市地域福祉計画の計画期間が令和元年度末をもって終了するため、令和2年度を開始年度とする第3次浦安市地域福祉計画を策定する。第3次地域福祉計画は、既存の地域福祉計画にとらわれることなく内容を見直すとともに、社会福祉法の改正に伴い新たに盛り込むことが義務化された内容及び浦安市が抱える福祉分野の課題を整理し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が図られ、市民一人ひとりの幸せを支援する実践的な計画となるよう、同じく令和元年度中に策定予定の第4次浦安市地域福祉活動計画(令和2年度～令和6年度)と内容的整合性を図るものとする。

また、社会福祉法人浦安市社会福祉協議会の取組を踏まえ、成年後見制度利用促進基本計画についても検討・策定する。

- (1) 第3次浦安市地域福祉計画策定委員会及び第3次浦安市地域福祉計画庁内検討委員会に関する事務
 - ① 上記各委員会への出席及び資料の作成
 - ② 議事録(要約)の作成
- (2) 市民向け勉強会への出席及び課題把握の調査・集計
- (3) 平成26年度に策定した地域福祉計画・地域福祉活動計画の問題点並びに見直し箇所の抽出及び検討
- (4) 上記計画との整合性を図るため、関係課・関係団体へのヒアリング調査の実施及びその結果の分析・検討、報告書の作成
- (5) 関係法令、先進事例等の情報収集及び分析
- (6) 新地域福祉計画(案)・新地域福祉活動計画(案)に関するパブリックコメントの実施補助
- (7) 第3次浦安市地域福祉計画(本編・概要版)の成果品の作成

- (8) 「誰もが健やかに自分らしく生きられるまち」についての検討及び指針の策定
- (9) 成年後見制度利用促進計画の策定に関する支援
- (10) その他関連事務

5 納付（履行）先

浦安市福祉部社会福祉課

6 支払方法

業務完了後一括払い

業務完了後、浦安市長宛で請求書を作成すること。

7 成果品

受託者は、業務完了後に下記の成果品を納付するものとする。

(1) 第3次浦安市第地域福祉計画

(作成部数： A4 版本編 250部、A4版概要版500部 想定)

浦安市地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体化した冊子とする。

(2) 上記の電子データ CD-R記録 一式 1セット

8 その他

- (1) 個人及び法人等の情報を取り扱う際には、その取り扱いに十分注意し、得られたデータや情報を許可なく複製したり、他に漏らしてはならない。
- (2) 本業務の遂行のために実施したプロポーザルに要した費用については、本契約に含むことなく事業者において負担するものとする。
- (3) 仕様書にない事項及び解釈上疑義が生じた場合については、委託者及び受託者双方の協議のうえ決定する。